
生物多様性保全推進支援事業（交付金） 事業メニュー解説

●事業概要HP

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

自然共生サイトに関する事業メニュー

概要

着色部：「自然共生サイト」の認定や活動に活用できる事業メニュー <次ページで詳細を説明します。>

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生(令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む)	地域生物多様性協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

メニュー（１）生物多様性増進活動基盤整備 ①増進活動計画策定

■ 交付対象となる事業内容

自然共生サイト認定に必要な増進活動実施計画書の作成に活用できるメニューです。
以下の取組を行う際に財政支援をします。

・現況把握・生物調査

土地利用の状況や生物調査を行い、基礎データを収集する。

・保全目標の設定・モニタリング方法、期間の検討

「維持・回復・創出」など地域の生物多様性の将来像を決める。
必要な活動、モニタリング手法、期間等を検討する。

・体制構築・有識者ヒアリング

自然共生サイトの体制構築や有識者からのアドバイスを受ける。

・増進活動実施計画書の作成

自然共生サイト申請に必要な計画書を作成する。

■ 交付対象

地方公共団体、民間企業、協議会等

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）

■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）



メニュー（１）生物多様性増進活動基盤整備 ②支援センター設置運営

■ 交付対象となる事業内容

地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの設置、運営の取組に活用できるメニューです。支援センターの取組に財政支援をします。

・支援センターの設置

運営協議会の設立や協定締結等の協力体制の構築する。

・支援センターの運営（例）

- ✓ 地域生物多様性増進活動の実施又は支援を希望する者の連携及び協力のあっせん
- ✓ 有識者の紹介
- ✓ 自然共生サイトの認定、実施に必要な科学的知見・優良事例の収集分析・整理
- ✓ 地域の事業者や住民の相談対応
- ✓ 地方環境事務所・自治体・研究機関等との情報共有（関連施策との連携検討）

■ 交付対象

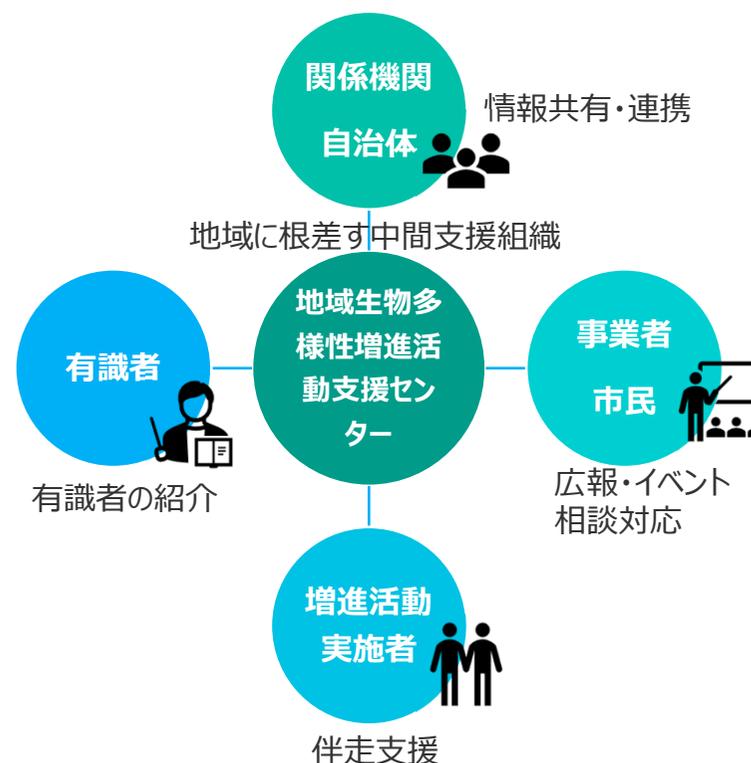
地域生物多様性増進活動支援センター

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）

■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）



メニュー（２）生物多様性増進活動実施強化

■ 交付対象となる事業内容

自然共生サイト認定後に活用できるメニューです。

以下の活動の質を高める又は自走化に向けた取組に限定して財政支援をします。

・自然共生サイトの質を高める取組

当初の保全活動をより効果的にする生物調査やヒアリングを行う。
自然共生サイト認定時の有識者からの指摘への対応する。

・新たな活動目標・モニタリング計画の設定

上記取組を踏まえた新たな自然共生サイトの活動目標、
モニタリング計画の設定を行う。

・自走化に向けたネットワークの構築・強化

持続可能な自然共生サイトの運営を行うための普及啓発、
地域連携等を行う。

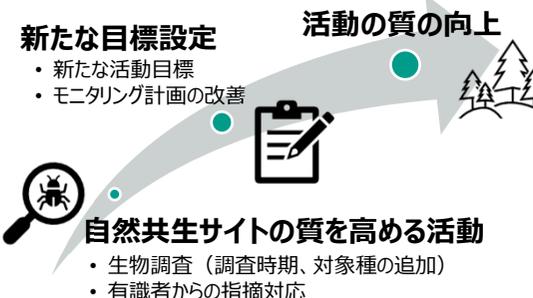
■ 交付対象

自然共生サイト認定者

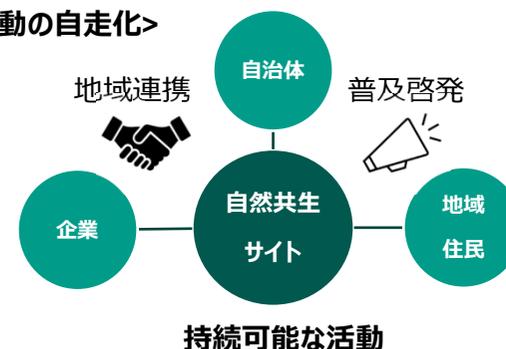
■ 交付率

定額150万円/年まで（それ以上は自己負担）

<活動の質の向上>



<活動の自走化>



■ 事業工期

原則2年以内

メニュー（6）里山未来拠点形成支援

■ 交付対象となる事業内容

特定の自然共生サイトの活動※に活用できるメニューです。
環境課題に加え、社会経済的課題の解決に取り組み、事業の持続性を確保する活動に限定して財政支援をします。 ※ 重要里地里山、都道府県立自然公園など自然共生サイト以外の場合でも可能です。

・地域振興(商品開発、エコツアー等)

自然資源を活用した地域振興（商品開発、エコツアー等）により保全活動に必要な資金を確保する。

・人材育成の実施

保全活動の後継者不足を解決するために人材育成を実施する。

・環境保全活動

自然共生サイトでの環境保全活動を実施する。

■ 交付対象

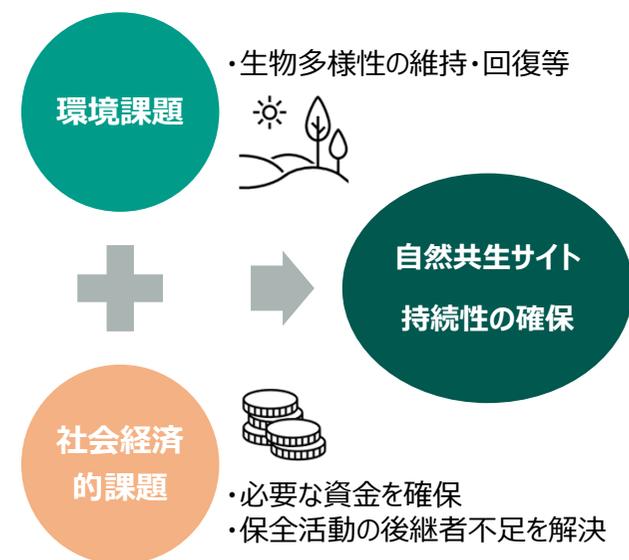
里山未来拠点協議会
(地方公共団体等とその他の主体で構成)

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）

■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）



特定の場合や生物種に関する事業メニュー

概要

着色部：特定の「場」や「生物種」に関する活動に活用できる事業メニュー <次ページで詳細を説明します。>

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生(令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む)	地域生物多様性協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

メニュー（3）重要生物多様性保護地域等保全再生

■ 交付対象となる事業内容

保護地域など特定の区域における生物の生息環境の保全再生の取組に活用できるメニューです。

対象区域

- ・国立公園、国定公園
- ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- ・国指定鳥獣保護区
- ・自然再生事業実施計画区域
- ・ラムサール条約湿地
- ・世界自然遺産
- ・ユネスコエコパーク

実施内容

- ・自然環境の保全に係る調査、実行計画の作成
- ・草刈や火入等による植生管理
- ・外来生物等の防除
- ・簡易な柵による希少植物の保護
- ・各種保全活動を行うための体制構築、人材育成
- ・地域関係者や利用者向けの普及啓発 等

対象区域はこちらからご覧いただけます

- 生物多様性見える化マップ <https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>
- 環境アセスメントデータベースEADAS（イーダス） <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

■ 交付対象

地域生物多様性協議会
(地方公共団体等とその他の主体で構成)

■ 交付率

事業費の1/2以内（事業費の上限なし）

■ 事業工期

原則2年以内（最長3年）



メニュー（４）国内希少野生動植物種生息域外保全

■ 交付対象となる事業内容

種の保存法で指定された国内希少野生動植物種を対象とした**動植物園等**が実施する**飼育・繁殖・野生復帰の取組**に活用できるメニューです。

対象生物種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

- ・国内希少野生動植物種

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

保全環境

- ・生息『域外』保全（飼育栽培下）

実施内容

- ・個体の飼養・繁殖、資機材の準備
- ・飼育・栽培用個体の採取、調査（自生地の探索等）
- ・繁殖個体の野生復帰、調査（適地の特定等）
- ・取組に関する協力体制の構築、人材育成、普及啓発 等



■ 交付対象

動物園等の法人格を有する設置・管理者

■ 交付率

定額 1種あたり200万円/年まで
(それ以上は自己負担)

■ 事業工期

原則 3年以内

メニュー（５）国内希少野生動植物種生息域内保全

■ 交付対象となる事業内容

種の保存法で指定された国内希少野生動植物種を対象とした生息域内保全のための取組に活用できるメニューです。

対象生物種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

- ・国内希少野生動植物種

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

保全環境

- ・生息『域内』保全（自然環境下）

実施内容

- ・草原や水田等の維持管理
- ・簡易な防鹿柵や生息池等の設置
- ・密猟防止パトロールや定期モニタリング
- ・外来種駆除
- ・環境調査や有識者ヒアリング
- ・組織体制の強化（保全に向けた講習会、地域住民への普及啓発、観察会の開催等）等



■ 交付対象

地方公共団体、民間企業、協議会等

■ 交付率

定額 1 件あたり150万円/年まで
(それ以上は自己負担)

■ 事業工期

原則 3 年以内